

○湯河原町真鶴町衛生組合職員の旅費に関する条例

昭和52年2月1日

条例第14号

改正 昭和56年3月17日条例第3号

昭和60年12月25日条例第4号

平成3年3月26日条例第3号

平成9年3月21日条例第2号

平成11年3月26日条例第1号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、公務のために旅行する職員に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに付属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。

(2) 県内旅行 神奈川県内における旅行並びに湯河原町及び真鶴町と東京都の区の存する区域又は鉄道50キロメートル未満の規則で定める静岡県との間における旅行をいう。

(3) 県外旅行 前号の地域を除いた本邦内における旅行をいう。

(4) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行することをいう。

(5) 遺族 死亡した職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この条例において「何級の職務」という場合には、湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（昭和52年湯河原町真鶴町衛生組合条例第13号）第3条に規定する行政職給料表（一）による当該級の職務（行政職給料表（一）の適用を受けない者については、規則で定めるこれに相当する職務）をいうものとする。

3 この条例において「在勤地」という場合には、湯河原町及び真鶴町の区域並びに在勤庁から8キロメートルを基準とする隣接市の区域内の規則で定める地域をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

(1) 職員が出張中退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張中に死亡した場合には、当該職員の遺族

- 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第28条第4項又は第29条第1項各号の規定により退職等となつた場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。
- 4 職員が、当該職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ、公務遂行を補助するため旅行した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（取消を含む。以下同じ。）され又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。
- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第4条 旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によつて行わなければならない。

- 2 旅行命令権者は、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又はこれを変更するには、旅行命令書又は旅行依頼書（以下「旅行命令書等」という。）に、当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者はできるだけ速やかに、旅行命令書等に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

- 5 旅行命令書等の記載事項及び様式は、規則で定める。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請した但其の変更が認められなかつた場合において旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従つた限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、車賃、航空賃、日当、宿泊料及び食事料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

4 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当りの定額又は実費額により支給する。

5 航空賃は、空路旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当りの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。

8 食事料は、水路旅行の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。

9 内国旅行のうち、第24条に規定する旅行については第1項に掲げる旅費にかえ日額旅費を旅費として支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

2 旅費の計算において円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(随行者の旅費)

第7条の2 職員が公務の必要上特に命ぜられて上級の職員と旅行し同宿しななければならない場合には、当該上級職員が受ける鉄道賃及び宿泊料に相当する額を支給する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除く外、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第2項の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅費日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第9条 1日の旅行において、日当又は宿泊料について定額を異にする理由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第10条 鉄道旅行、水路旅行、陸路旅行又は空路旅行中における年度の経過、職務の級の変更のため鉄道賃、船賃、車賃又は航空賃を区分して計算する必要が

ある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びその以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第11条 旅費(概算払いに係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払いに係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを組合長に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかつたためその旅費の必要が明らかにされなかつた部分の全額の支給を受けることができない。

2 概算払いに係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 組合長は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、所定の期間に、当該過払金を返納させなければならない。

4 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに第2項及び前項に規定する期間は、組合長が定める。

第2章 内国旅行の旅費

(県内旅行の旅費)

第12条 県内旅行の旅費は、次の各号による。ただし、日当は支給しない。

(1) 在勤地内の旅行の旅費

(2) 在勤地外の旅行の旅費

(在勤地内の旅行の旅費)

第13条 在勤地内において、公用の交通機関によらずに旅行する場合には、交通機関を利用することが通常と認められるものにはこれに要する鉄道賃又は車賃を支給する。

(在勤地外の旅行の旅費)

第14条 在勤地外の旅行の旅費は、県外旅費の例による。ただし、鉄道賃は、次項に規定する額による。

2 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この項において「運賃」という。)及び急行料金又は特別急行料金による。

(1) 急行列車又は特別急行列車を運行する線路による片道50キロメートル以上の旅行には、急行料金又は特別急行料金

(2) 組合長が、前号に規定する線路で、特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金又は特別急行料金のほか、特別車両料金

(県外旅行の旅費)

第15条 県外旅行の旅費は、第16条から第22条まで規定する旅費とする。ただし、旅行の目的が県内(県内旅行の地域をいう。以下同じ。)にもある場合には、在勤庁から県内における目的地までの旅行又は県内における目的地から在勤庁までの旅行について支給する旅費は、県内旅行の旅費による。

(鉄道賃)

第16条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）急行料金又は特別急行料金及び特別車両料金（これらのものに対する通行税を含む。）並びに座席指定料金による。

- (1) 急行料金又は特別急行料金を徴する線路による旅行の場合には、運賃のほか、急行料金又は特別急行料金
 - (2) 特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行の場合には、運賃及び前号に規定する急行料金又は特別急行料金のほか、特別車両料金
 - (3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、運賃、第1号に規定する急行料金又は特別急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第1号に規定する急行料金又は特別急行料金は、急行列車又は特別急行列車を運行する線路（特別急行列車を運行しない場合は、急行列車を運行する線路）による旅行で片道50キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。
- 3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、急行列車又は特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

（船賃）

第17条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃
 - (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃
 - (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
 - (4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか現に支払った寝台料金
 - (5) 2級以上の職務にある者が座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は同一階級内の最上級の運賃による。

（航空賃）

第18条 公務上の都合により組合長が特に航空路による旅行を必要と認めた場合における航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

（車賃）

- 第19条 車賃の額は、1キロメートルにつき15円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には実費額による。
- 2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第10条の規定により区分計算する場合にはその区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第20条 日当の額は、別表の定額による。

(宿泊料)

第21条 宿泊料の額は、別表の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行又は航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(食事料)

第22条 食事料の額は、別表の定額による。

2 食事料は、船賃若しくは航空賃のほか別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り支給する。

(在勤地以外の同一地域内の旅行の旅費)

第23条 在勤地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃は支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

(1) 鉄道80キロメートル、水路40キロメートル又は陸路20キロメートル以上の旅行の場合には、第14条、第16条、第17条又は第19条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を必要とする場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超える場合には、この超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

(日額旅費)

第24条 日額旅費は、職務の性質上特定地域内において常時出張を必要とする職員の旅行及び長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行について第6条第1項の規定にかかわらず定額をもって支給するものとし、その支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は組合長が定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ第6条第1項に定める旅費について、この条例で定める基準を超えることができない。

(退職者等の旅費)

第25条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 退職等となつた日(以下「退職等の日」という。)にいた地から退職等の命令の通達を受け又はその原因となつた事実の発生を知つた日(以下「退職等を知つた日」という。)にいた地までの前職務担当の旅費

(2) 退職等を知つた日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知つた日にいた地から旧在勤地までの前職務担当の旅費

(遺族の旅費)

第26条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、職員の死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務担当の旅費とする。

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第5号に掲げる順序による。同順位者がある場合には、年長者を先にする。

第4章 雑則

(旅費の調整)

第27条 組合長は、旅行者が公用で交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合、その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 組合長は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、その実費に満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の特例)

第28条 組合長は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第68条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第68条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

附 則

この条例は、昭和52年2月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月17日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（昭和60年12月25日条例第4号）抄

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定及び附則第12項から第14項までの規定は、昭和60年7月1日から適用する。

附 則（平成3年3月26日条例第3号）

(施行期日)

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第16条及び別表の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月21日条例第2号）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に開始し、施行後も継続する旅行の旅費については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月26日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行前に開始し、施行後も継続する旅行の旅費については、なお従前の例による。

別表

区分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)
4級の職務にある者	円 3,000	円 14,800	円 3,000
3級の職務にある者	2,600	13,100	2,600
2級若しくは1級の職務にある者	2,200	10,900	2,200